

第1 地方分権・地域主権の更なる進展

- 地方分権一括法の施行から10年が経過。地方分権の取組は、今や「地域主権改革」の取組へと深化
- 地域主権時代において、地方公共団体の責任領域は、これまで以上に拡大



地方議会には、これまで以上に、地域の実情にかなった任務の遂行と、地域の諸課題に応じた政策実現の要請にこたえ得る能力が必要

第2 地域主権時代における地方議会

1 地方議会の位置付け

- 選挙された議員によって構成される住民全体を代表する議事機関
- 団体意思決定・執行機関の監視を基本的な役割とし、これらを果たす基盤として政策形成機能・住民意見の集約機能なども有する。
- その役割を的確に果たすことができるよう、地方分権・地域主権の流れに応じ、地方議会制度に係る法改正等が進められている。

2 地方議会の評価・課題

時代の要請にこたえるための自主的な取組が進められているが、依然として「首長の提案を追認する傾向にある」、「団体意思決定・監視の機能を十分に果たしていない」という指摘や、議会の現状に「不満足」が6割以上、「議会の活動が住民に伝わらない」との意見が5割以上とする世論調査結果がある。
これまでの自主的な取組を御理解いただいているか疑問の余地があるが、まずは積極的な情報発信や、十分な説明が求められている。



3 地域主権時代における地方議会

- 団体意思決定・監視という基本的な役割は時代を通じて不変であるが、これらの基本的役割を果たすに当たっては、「地域主権」という時代の要請に適応する必要
- 地方議会が、地域主権という時代の要請にこたえていくためには、地方分権・地域主権の流れを汲む法改正により導入された諸制度の活用など、求められる機能の再検証・強化に取り組むことにより、世論にこたえるとともに、地域住民との信頼関係を構築することが必要

第3 地域主権時代にふさわしい市会像

1 改革の取組の継続

- 地方議会全体に対して厳しい評価・指摘があることを事実として謙虚に受け止め、自らにも及ぶものと捕らえ、改革の取組を継続していく必要
- 今後の改革の取組を進められるに当たって、地域主権時代にふさわしい市会を目指す観点から「四つの視点」を御提案

2 改革の視点

**(1) 開かれた市会
(市民に身近な市会)**

地域主権時代における市民の代表機関としての役割を果たすため、市民からい離することなく「市民の市会」として存在すること、そのために、「見える市会」、「伝わる市会」である必要があるのではないかと。

**(2) 討論する市会
(多様な意見を集約する市会)**

地域主権時代にあって、地域住民の多様な意見を集約するに当たっては、これまで以上に、市民に直接選挙された・多様な意見を代表する議員と議員が、政策議論を直接交わすことが重要ではないかと。

**(3) 衆知を集める市会
(多くの知恵を生かす市会)**

地域主権時代において、拡大する責任領域に対し、多様化・高度複雑化する社会情勢の下で市会が適切に意思決定し、堅固な監視機能を発揮していくためには、これまで以上に専門性を高める取組が必要ではないかと。

**(4) 行動する市会
(主体的に提案・説明する市会)**

地域主権時代においては、市民とのより密接な関係を構築しつつ、政策形成機能を発揮することが求められているのではないかと。また、そのためには、「民意」を的確に把握しつつ政策形成することのできる取組が必要なのではないかと。

第4 更なる改革のために

1 四つの視点に基づく具体的取組

開かれた市会(市民に身近な市会)
○ 委員会における直接傍聴の実施
○ 本会議場における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方の検討 など

討論する市会(多様な意見を集約する市会)
○ 議員間討議の充実
○ 政策討論会の実施
○ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化 など

衆知を集める市会(多くの知恵を生かす市会)
○ 重要議案に対する公聴会の開催
○ 参考人制度の積極活用
○ 専門的知見の活用 など

行動する市会(主体的に提案・説明する市会)
○ 委員会から執行機関への政策提案
○ 超党派の政策研究会の設置
○ 議会報告会の実施 など

可能な範囲で「京都市らしさ」の視点を加味

2 議員定数及び議員処遇に関する検討

- 世論調査の結果から、議員定数等への高い関心が認められることから、市会としても、四つの視点に基づく具体的取組をどのように進めていくのかを市民に示しながら、これらの検討についても進めていくことが必要なのではないかと。
- 議員定数・議員処遇の検討を進めるに当たっては、それぞれ審議の透明性又は客観性を高めることのできる検討体制を取るといったことも考えられる。

3 市会の基本理念・在り方の総合化・体系化

- この間の市会における改革の取組は、市会の活性化に大きな役割を果たしており、他の地方議会と比べて何ら遜色のないものであるが、改革の取組が、市会の在り方・方針とどのようにかかわりを持つのか、市民に分かりやすい形で体系的に明確にする必要があるのではないかと。
- 他の地方議会では、そのような議会の在り方・基本理念の体系化を、改革の取組の蓄積を基に、議会基本条例として昇華させている例が多数見られる。



今後の市会改革の取組を進められるに当たっては、「市会の基本理念」、「市会の在り方」そのものについて検討課題とされ、市会の在り方を体系化し、不断の市会改革に取り組む市会としての方針を「市民との約束」として、条例の形式で明らかにすることについて検討を進めていくことが求められている。